

問 労働基準監督官は、予告もなく突然に調査に来ると言きましたが本当でしょうか？

答 労働基準監督官は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などで定められた場合には、事業主等に対するお問い合わせに答える

質問に答えます

や安全・健康の確保・改善を図るための各種規定が工場、事業場等で遵守されるよう、必要な立入調査（以下「臨検監督」という。）を行い、法違反が認められた場合には、事業主等に対するお問い合わせに答える

労働基準監督官の立入調査

■ 労働基準監督官の権限等

(1) 労働基準監督官には、労働基準法一〇一、一〇三、最低賃金法九一、九八、事業場に臨検のため立ち入



求めるほか、危険性の高い機械・設備等について労働基準監督署長が命ずる使用停止等の行政処分の実施を担っています。

なお、労働基準監督官による臨検監督の拒否・妨害や尋問に対する陳述の拒否・虚偽の陳述、書類の提出拒否・虚偽を記載した書類の提出については、罰則が設けられています。（労働基準法一二〇、労働安全衛生法一二〇、最低賃金法四一等）

(2) 労働基準監督官には、司法警察員としての職務権限があるため、重大又は悪質な法違反を犯した事業者等に対しては、司法警察権限を行使して、刑事事件として犯罪捜査を行うこともあります。（労働基準法一二〇二、労働安全衛生法九一、最低賃金法三三等）

■ 臨検監督に応じない場合
労働基準監督官は、事業場のありのままの現状を的確に把握することが重要です。そのため、原則、予告する旨を事業場に伝えてから、労働安全衛生法九一、九八、最低賃金法三三等に基づき、事業場に臨検のため立ち入ります。

このようにして、労働基準監督官は、事業場のありのままの現状を的確に把握することができます。

しかし、機械・設備や帳簿などを検査し、関係者に対して尋問を行うなどの権限が与えられています。労働基準監督官は、これら権限を行っており、工場や事業場等に監督を実施し、関係者に尋問したり、各種帳簿、機械・設備等を検査し、法律違反が認められた場合には、

イラスト・木村武司